

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により大規模小売店舗の新設に関する意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該意見書を縦覧する。

平成23年1月28日

熊野町長 三 村 裕 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

(仮称) デイオ熊野店

(2) 所在地

安芸郡熊野町出来庭二丁目1655番地外

2 意見の概要

生活環境の保持のため、交通渋滞への配慮、悪臭への配慮、騒音への配慮について対策を求める。

(1) 県道矢野安浦線は現状でも交通量が多い。セール期間中や雨天時に交通量が増大したときの対策が示されていない。周辺住民が家に入出入りする際に渋滞で困らないよう対策を求める。

(2) 生ごみ対策はもちろんのこと、惣菜調理による油臭が風向きによっては近隣に影響することが懸念される。屋上へ排気口を設置するといった対策は取られているが、臭いを拡散させ薄める追加対策を求める。

(3) 多数の室外機のファンが24時間回るため、深夜の騒音が懸念される。騒音が基準値を下回る結果の算出方法が不明である。ファンの回転音はうなり声のようでもあるため、単純なデシベル基準だけで判断できるか心配である。定期的に騒音を調査し、必要に応じて追加対策を求める。

3 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年1月28日から平成23年2月27日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 縦覧場所

熊野町総務部地域振興課 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号